

ぱんだ通信

From 辻守(つじまもる)司法書士事務所

辻守司法書士事務所から
お知らせや知って得する
法律情報をお伝えします！



2015年秋号 Vol.12



辻守事務所所長から皆さまへご挨拶

挨拶

■ニュースレター 第12号です。「遺産争続」見えますか？



この秋に始まったドラマで毎週木曜日夜9時(テレビ朝日)に放映されている『遺産争族』。脚本は「白い巨塔」を手掛けた井上由美子さん、キャストは脇役で存在感抜群の岸部一徳さん、さらにおどろおどろしいナレーションありで大変面白いです。内容は、葬儀会社「カワムラメモリアル」の会長の10億円と言われる遺産をめぐる遺族の争いです。「遺言書を作成する人は1000人のうち3人」「遺産争族は亡くなってからではなく生きているうちから始まっているんです」など刺激的なセリフとともに密かに遺言を書いている父、その父に「生前贈与」を迫る3人の娘達は、遺言の存在を知りません。せめて遺言書は、「安心してください、書いてますよ」と堂々と言える関係が好いのかもしれませんね。



教えて！辻先生！ テーマ：「養子縁組について」

Q&A

Q. 「シロウ」と申します。私には、少しばかりの遺産がありますが、妻は既に亡くなっており、相続人は娘3人になります。ところが、私は家族が嫌いなので娘達には遺産をあげたくありません。私には、「ナナ」という孫娘がおり、最近結婚しました。そこでナナの夫である「オサム」君に全ての遺産をあげたいと考えておりますがどうしたら良いでしょうか。

A. まず、相続人以外の「オサム」君に遺産をあげる方法として、遺言により「遺贈」(いぞう)するという方法があります。しかし、「遺贈」した場合、相続税や不動産取得税等の税金面で通常の相続に比べて費用がかかってしまいます。そこで今回の場合、「シロウ」と「オサム」君で養子縁組をするという方法をおすすめします。養子縁組することによりオサム君がシロウさんの法律上の長男で相続人という事になり、相続対策にもなる上、税金上も有利になります。※この場合、もちろん孫娘「ナナ」と養子縁組する事も可能です。



相続無料相談会を開催しました。

平成27年9月26日(土)と27日(日)の2日間アピタ長久手店にて「相続・遺言」無料相談会を開催いたしました。今回は、相続税の改正の影響でしょうか、「相続税」に関する相談が多くありました。



無料相談会でのお客様の声をご紹介します。

予約もしていなく突然伺ったにも関わらず、即、相談にのって頂き少しすっきりしました。先の見えない相談で申し訳ありません。(名古屋市 Aさん)
質問することも明確になっていなくても検討つけて相談に応じてくださるのでより明確になってわかりやすかったです。(長久手市 Yさん)

ちょっと、ひとこと



ラグビーの五郎丸選手や体操の内村選手のルーティンが話題です。自身のルーティンは何かしらと考えてみました。例えば朝、お仕事前の短い時間の中での家事、この順序が当たり前のように毎日繰り返されていました。独特なポーズはないけれど、作業効率をあげる意味では気づかぬうちに日常ルーティングだらけ。仕事の中にもたくさんルーティンがあり、ひとつひとつ丁寧にこなすことで確実性を高める努力をしています。ただ成長中の子どもにはルーティンだけでは通じないものが多々あり、毎日試行錯誤です。ルーティンがないことも発見があっているのかも(^)毎日刺激的にすごしているのかもしれませんね！(担当：白井)



辻守司法書士事務所

〒465-0048 名古屋市名東区藤見が丘56 グロリア藤見が丘30A
TEL 052-771-9192 FAX 052-771-9198
HP <http://www.mamoru-tsuji.com/>

無料法律相談受けダイヤル



0120-783-340

受付時間
9:00~18:00



当事務所の法律相談は初回無料です！